

■ 特 集

- ◆ 活況を見せる中国の共有経済（シェアリングエコノミー）市場
～2016年の取引規模は3.4兆元に
三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部 中国調査室 1

■ 経 済

- ◆ 中国のイノベーション
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 8

■ 人民元レポート

- ◆ 中国人民銀行のMPA評価体系
三菱東京UFJ銀行（中国） 環球金融市場部 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：香港企業の活用に関する再検討 — 香港コーポレート・トレジャリー・
センターの設立及び中国子会社の資金と利益還流への影響について
KPMG 中国 15

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「活況を見せる中国の共有経済（シェアリングエコノミー）市場

～2016 年の取引規模は 3.4 兆元に」

◇中国では近年、自動車の相乗り、民泊、ライドシェア自転車、知識・技能の有料共有化や飲食、家事サービス、宅配等の各種生活サービスの共有といった消費行動が急速に拡大し、共有経済が中国経済や国民生活に大きな変化をもたらし、最も活発なイノベーション分野になりつつある。

◇共有経済はインターネット等の現代情報技術によって、分散化した大量の資源を再配置し、多様なニーズを満たす経済活動で、情報社会の発展に適した新たな消費理念。

◇新たな経済モデルである共有経済は、政策の整備、公共データの公開、統計観測システムの構築等の課題はあるものの、成長率が鈍化する中であって、今後、成長の原動力の育成、就業機会の創出、供給側改革の推進、「大衆創業、万衆創新（大衆による創業、万人によるイノベーション）」の支援に意義をもち、重要な発展のチャンスをもたらすものと思われる。

経済 「中国のイノベーション」

◇中国のイノベーションは、官民の研究開発総額が世界一の研究開発大国アメリカの水準に迫るペースで増加が続き、民間企業の躍進が世界的な注目を集めるなど、目ざましい勢いで進展しており、その基礎にビッグデータの収集と活用がある。

◇「ビッグデータ」の振興は、習近平国家主席が掲げる「新常态」への対応が経済政策のキーワードとなる中、産業強化策「中国製造 2025」において発展戦略の一環として位置付けられる。経済政策の転換に伴う成長パターンの変化の中でも、産業競争力の強化を目指す戦略の中心に置かれているのがハイテク分野で、その発展を促すための手段にビッグデータが位置付けられている。

◇近年、日本企業の海外現地法人の収益は中国がアメリカを上回るようになった。今後も中国経済の成長に伴い、日本企業のグローバル収益源として中国の存在感の高まりが予想される中、こうした中国の成長の果実をどのように取り込んでいくか、議論が待たれるところ。

人民元レポート 「中国人民銀行の MPA 評価体系」

◇中国人民銀行は 2016 年より、銀行の資本や資産負債状況・流動性運営等の項目を基にした総合的な管理制度「MPA (Macro Prudential Assessment) 評価体系」を導入し、2017 年以降はオフバランスの理財商品も評価項目の広義貸出に含むと発表。初の MPA 評価タイミングである 2017 年 3 月末を目前に控え、中国短期金融市場では資金流動性がタイト化した。

◇MPA 評価体系は金融機関を A、B、C ランクに評価し、ランクに応じて準備預金の適用金利が異なる。当局は金融機関に過度な負荷をかけない移行を意識する中、初の評価で不合格（C ランク）銀行を急増させることは回避されようが、一方で当局の監督指導が強まる中、銀行が MPA 評価対策で四半期末跨ぎの資金運用を圧縮させる動きが続く可能性は高いことから、今後も 3 月中旬に生じたような短期金利の上昇を誘発しやすくなる。

◇銀行理財商品が「MPA 評価体系」の広義貸出の係数に含まれた背景には、理財商品の資金の一定割合が不動産購入資金に向かい不動産価格急騰を後押ししたことがあり、評価体系の見直しは投機的な資金の流れを止めることを狙ったもの。中国人民銀行は今後も透明性の高い金融行政体系の整備推進と、不動産バブル抑制に向けた金融調整の 2 方面への手当てを着実に進めよう。

スペシャリストの目

税務会計 「香港企業の活用に関する再検討ー香港コーポレート・トレジャリー・センターの設立及び中国子会社の資金と利益還流への影響について」

☆香港は、従来よりアジア太平洋地域のファイナンスセンターとして、多くの多国籍企業を惹き付けてきたが、最近では香港においては企業グループ内のコーポレート・トレジャリー・センター（CTC）に対するグループ内融資業務に係る香港租税優遇政策が施行され、一方、中国では中国子会社の利益・資金の海外への還流に対する外貨管理上の不確実性や税務リスクが浮上している。

☆こうした背景の下、例えば、日本本社の中国子会社に余剰資金、中国以外の子会社に資金需要がある場合、香港に CTC を設立し、中国子会社を CTC の傘下に入れ、中国子会社の余剰資金を配当で香港 CTC に集約、同時にグループ内融資を通じて香港の租税優遇の享受が検討される。

☆但し、グループ内各企業の現状と資金ニーズはそれぞれ異なるため、香港 CTC の導入にあたっては、グループ本社がリードを取り、導入に関する実行可能性とそれによる中国、香港、日本での税務の影響を具体的に分析する必要がある。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年5月20日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



活況を見せる中国の共有経済(シェアリングエコノミー)市場 ～2016年の取引規模は3.4兆元に

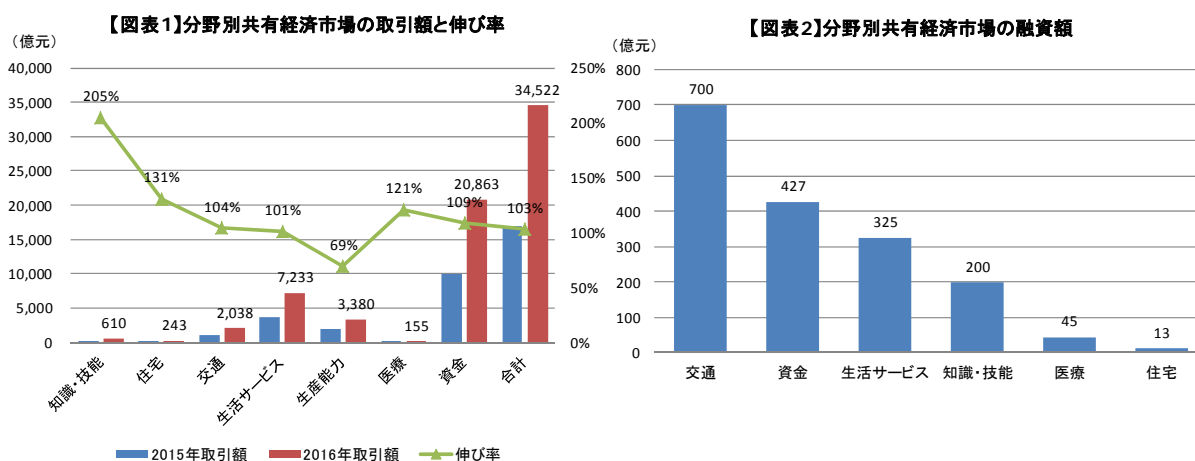
三菱東京UFJ銀行(中国)
中国投資銀行部 中国調査室
孫元捷

自動車の相乗りや旅先での民泊に加え、好きな場所に乗り捨てできる自転車も2016年後半から人気を呼び、共有経済(シェアリングエコノミー)は中国経済や国民生活に大きな変化をもたらし、最も活発なイノベーション分野になりつつある。2016年に共有経済が初めて政府活動報告に盛り込まれたのに続き、2017年の政府活動報告でも再び言及され、「共有経済の発展をサポート・リードし、社会資源の利用効率を向上し、人々の生活を便利なものにする。イノベーションの奨励、「包摂・慎重」の原則に基づいて、新興産業の監督管理規則を策定する」ことが強調された。

国家情報センターと中国インターネット協会は2月28日、「中国共有経済発展報告2017」¹を公表し、2016年の中国共有経済発展の現状、問題および発展方向について分析した。本レポートで言う「共有経済」とは、インターネットなどの現代情報技術によって、使用权の共有を特徴として、分散化している大量の資源を再配置し、多様なニーズを満たす経済活動を指す。共有経済は情報技術革命が一定の段階まで発展してから出現した新たな経済モデルであり、供給と需要をつなぐ効率的な資源配置方式であり、情報社会の発展に適した新たな消費理念である。

*以下全ての図表は、「中国共有経済発展報告2017」のデータを基に作成。

I. 2016年の共有経済の発展状況



2016年の中国の共有経済は引き続き急速な発展を維持し、経済発展の新たな原動力の育成、イノベーションの牽引、就業の促進に対して重要な役割を果たしており、共有経済の競争体制、業界注目点、政策環境、企業管理等において大きな変化が現れつつある。

¹ 「中国共有経済発展報告2016」については、当行経済週報第302号「中国共有経済市場の実態と展望～経済成長の新たなエンジンに」をご参照ください。 https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160518_001.pdf

1) 市場規模の急拡大

2016 年における中国の共有経済市場の取引額は前年比 103%増の 3 兆 4,520 億元となり、うち生活サービス、生産能力、交通、知識・技能、住宅、医療など重点分野における共有経済の取引額は同 96%増の 1 兆 3,660 億元、資金共有分野の取引額は同 110%増の 2 兆 860 億元（うち、P2P ネット貸貸市場規模 2 兆 640 億元、ネットクラウドファンディング市場規模 220 億元）となった（図表 1）。

2016 年に共有経済が急成長した背景には、利用者の受容度と参加率の向上、技術とビジネスモデルの成熟のほか、資本市場によるサポートも原因の一つと思われる。インターネット業界に対する投融資が鈍化する一方で、共有経済企業の投融資規模は大幅な増加が続いており、2016 年の共有経済の資金調達規模は前年比 130%増の 1,710 億元となり、このうち交通、生活サービス、知識・技能分野はそれぞれ同 124%増の 700 億元、110%増の 325 億元、173%増の 200 億元となった（図表 2）。

2) 政策による支援

2016 年に打ち出された一連の国家政策は共有経済の発展を奨励することに言及しており、共有経済の発展に対して政策的な支援を行っている（図表 3）。

【図表 3】2016 年に打ち出された共有経済発展に対する奨励策

発表日	文書名	内容
3月	「2016年政府活動報告」	共有経済の発展を支援し、資源利用効率を向上し、より多くの人々が参加することで、人々を豊かにする。新技術、新産業、新業態の成長を推進し、体制革新によって共有経済の発展を促進する
3月	「グリーン消費を促進する指導意見」	共有経済の発展を支援し、個人の遊休資産の有効利用を奨励し、インターネット配車、マイカーレンタル、民泊、中古品交換利用などの業種を発展させ、監督管理方式を革新し、信用システムを整備する
4月	「『インターネット+流通』行動計画の実施に関する意見」	共有経済新モデルの発展を奨励し…(中略)…市場主体の創業イノベーション活力を喚起し、企業がインターネットプラットフォームによる社会遊休資産配置の最適化を奨励し、製品やサービス消費の分野を拡大し、弾力的な社会就業を拡大する
5月	「製造業とインターネットの融合発展を深化することに関する指導意見」	中小企業の製造資源とインターネットプラットフォームの連結を推進し、オンラインにおける製造能力の公表や協働、取引を実現し、製造段階向けの共有経済を積極的に発展し、企業の限界を突破し、技術、設備とサービスを共有する
7月	「国家情報化発展戦略綱要」	共有経済を発展し、ネットワーク化された協同革新制度を確立する
8月	「『インターネット+』交通を推進し、スマート交通の発展を促進する実施方案」	「インターネット+」交通の新業態を奨励し、規模化、ネットワーク化、ブランド化を徐々に実現し、「大衆創業、万衆創新(大衆による創業、万人によるイノベーション)」を推進する

前述のとおり、2016 年 3 月に共有経済が初めて政府活動報告に盛り込まれ、「共有経済の発展を支援し、資源利用効率を向上し、より多くの人々が参加することで、人々を豊かにする。新技術、新産業、新業態の成長を推進し、体制革新によって共有経済の発展を促進する」ことが明らかにされた。その後発表された「国民経済・社会発展の第 13 次 5 ヶ年計画 (2016 年～2020 年)」では、「『インターネット+』新業態の革新を促進し、資源開放・共有プラットフォームの構築を奨励し、国家情報経済試行モデル区の設定を模索し、共有経済を積極的に発展させる」ことに言及した。2016 年 7 月、「国家情報化発展戦略綱要」が公布され、「共有経済を奨励させ、ネットワーク化さ

れた協同革新制度を確立する」ことが強調され、共有経済は国家情報化発展戦略における一つの重要な構成部分となった。

また、消費、物流、交通、製造業など関連分野において打ち出された政策文書には、共有経済の発展を奨励することが示されており、共有経済の広範囲への拡大、高レベルでの発展、より多くの人々の参加に良好な環境を作り上げた。一部の地方も共有経済の発展を奨励する特別文書を打ち出しており、たとえば、重慶市は「共有経済の育成・発展に関する意見」を打ち出した。

3) 就業の促進

共有経済の急成長は伝統的な就業モデルを変え、大量の弾力的な就業機会を創出したことから、人々は自分の趣味、技能、時間およびその他の資源・要素に従って、共有経済活動に参加し、自己雇用型労働者という形でフレキシブルに就業することができる。調査と試算データによると、共有経済の「就業増加弾力性係数」²は伝統的な産業部門よりはるかに高い。

2016年、中国で共有経済活動に参加する人数は6億人以上と前年比で1億人増加し、サービスの提供側に参加する人は約6,000万人と同1,000万人増加し、そのうちプラットフォーム型企业における従業員数は約585万人と同85万人増加した(図表4)。

分野別にみると、交通、住宅、生活サービスなどにおいて、共有経済の就業に対する寄与率が高い。中国の配車サービス最大手「滴滴出行」が発表したレポートによると、2016年、「滴滴出行」プラットフォームが提供した就業機会は1,750万件、このうち、全体の14%を占める238.4万人は過剰生産能力削減業界から転出した者であり、全体の5%を占める87.5万人は退役または「転業軍人」³であり、207.2万人の運転手に対し1人当たり毎日160元以上の収入を提供した。住宅分野において、民泊仲介サイト「小猪短租」、「途家網」、「住百家」など大手プラットフォームが提供した就業者数も200万人を超える見込みである。また、生活サービス分野において、フードデリバリー大手のプラットフォームに登録した配達員は100万人を超えている。

4) 「双创」の促進

共有経済の発展により、生産要素の社会的使用が利便化され、企業と個人は需要に応じて設備、工場、資金、人員およびその他の遊休状態にある生産資源を利用できるようになり、より広範囲における生産要素や生産条件の最適な組み合わせが実現し、イノベーション・創業のハードルやコストを下げ、成長のスピードを速め、市民の参加率が向上した。実施状況からみると、「大衆創業、万衆創新(大衆による創業、万人によるイノベーション、以下「双创」と略称する)」が最も活発に行われている分野はおおよそ共有経済の性質を有している。

【図表4】2016年中国共有経済の分野別参加者数(人)

分野	参加者数	サービス提供者数	
		うちプラットフォーム従業員数	うちプラットフォーム従業員数
生活サービス	5.2億	2,000万	314万
生産能力	900万	500万	151万
交通	3.3億	1,855万	12万
知識・技能	3億	2,500万	2万
住宅	3,500万	200万	2万
医療	2億	256万	5万

² 「就業増加弾力性係数」とは、GDP成長率に対する就業人数の伸び率であり、1%のGDP経済成長がどの程度の雇用増加をもたらすかを示す指標である。係数が大きければ大きいほど、雇用吸収力が高い。

³ 「転業軍人」とは、人民解放軍の中級以上の士官と軍官を地方政府などへ配置転換させる制度を指す。

近年出現した「科学技術イノベーション型ユニコーン企業⁴」のうち、共有経済型企業は全体の3分の1以上を占めている。スタートアップ企業データベースのCB Insightsが発表したデータによると、2017年2月17日時点、全世界におけるユニコーン企業は186社、うち中国企業は全体の22.6%にあたる42社あり、典型的な共有経済の属性を有する企業は15社で、中国のユニコーン企業全体の35.7%を占めている(図表5)。

共有経済の発展は、「1社単独によるイノベーション・創業」から「共有・協同式のイノベーション・創業」への転換を推進し、共有経済に参加する創業者は「衆創空間」⁵を通じてオンラインとオフラインの資源をリンクさせ、効率を大きく向上させた。「双创」をリードする媒介者として、各種の「衆創空間」は知識共有分野の重要な構成部分でもあり、近年、設立ブームが起きている。2016年末時点で科学技術部が3回にわたって認定した国家級「衆創空間」は1,337社となり、全国における「衆創空間」は今後4,000社を超える見込みである。様々な「衆創空間」には数多くの共有経済のイノベーション・創業者が集まっている。

【図表5】グローバルユニコーン企業リストの中の中国共有経済企業

企業	評価額(億ドル)	業界
滴滴出行	338	交通
陸金所	185	フィンテック
新美大	180	電子商取引
饿了么	45	電子商取引
中商惠民	20	電子商取引
微影時代	20	文化メディア
挂号網	15	医療
優客工場	10	不動産
貨車帮	10	サプライチェーン・物流
途家網	10	電子商取引
新達達	10	物流・電子商取引
融360	10	フィンテック
魔方公寓	10	住宅賃貸
瓜子	10	電子商取引
知乎	10	インターネットソフトサービス

II. 分野別の共有経済の発展状況

2016年の共有経済市場は活況を呈しており、新業態や新モデルが次々と出現し、サービス分野が拡大しつつあり、中でも情報提供、ネットライブ中継、自転車のライドシェアは爆発的に成長し、いわゆる「成長元年」を迎えている。

1) 交通

2016年、交通分野の共有経済市場の取引額は前年比104%増の2,038億元、資金調達額は同124%増の700億元、参加者は同40%増の3.5億人となった。このうち、「網約車」(オンライン配車)の運転手は前年比350万人増の1,800万人となった。

2016年7月、「ネット予約タクシー経営サービス管理暫定弁法」が打ち出され、ネット予約による配車サービスを合法と認めた。2016年11月以降、各地で車、運転手、運営管理などに対する実施細則が相次いで打ち出され、2016年末時点、全国36の省都および副省級以上の都市のうち34都市が実施細則を公布したが、規制緩和の程度は異なっている。

2016年下半年から、北京や上海など大都市を中心にカラフルな「ライドシェア自転車」を街で見かけるようになり、急速に普及して市民の新たな交通手段となった。貸出・返却用の場所が固定されず、どこでも乗り捨て可能な自転車ライドシェアは、事前手続きが必要で、定められた場所でしか利用開始・利用終了できない従来型公共自転車の問題を解決し、都市部の「ラストワンマイル」の移動需要を満たし、全国の一部大都市において爆発的に広まっている。2016年末時点、市場シェアが大きい「ofo」と「摩拜」(mobike)のほか、「優拜」、「小鳴」、「小藍」、「騎唄」など

⁴ 「ユニコーン企業」とは、企業としての評価額が10億ドル以上かつ非上場のベンチャー企業を指す。

⁵ 「衆創空間」(ソーシャル・イノベーション・プラットフォーム)とは、コワーキングスペースの提供など、大衆創業・イノベーションの初期段階の活動を支えるためのインキュベーター機構を指す。

20 社前後が参入しており、利用登録したユーザーは約 2,000 万人、1 日当たりの利用件数は 100 万件を超えていると試算される。

また、レンタカー、バス、電気自動車、駐車スペースなど細分化した分野においても共有経済が急成長している。近年、シェアバス（一定以上の人数が集まった場合、自分の希望する通勤ルートでバスが運転される）は公共交通機関が未だ発達していない都市近郊のハイテク区や科学技術園で急速に普及しており、「接我巴士」、「小猪巴士」は現在 20 都市をカバーし、2,000 路線が開通し、利用者は 100 万人を突破している。レンタカーには C2C（一般の人から一般の人への貸与）と B2C（業者から一般の人への貸与）モデルが含まれており、代表例として「PP 租車」、「一嗨租車」、「途歌」などが挙げられる。

2) 知識・技能

消費の高度化、有料利用意識の向上、需給主体の育成により、知識・技能の共有は無料情報、サービスのクラウドソーシング、MOOC（大規模公開オンライン講座）教育から、「知識の有料化（有料による知識の共有）」へと発展してきた。知識・技能の共有経済市場は初期段階の規模を有するようになり、伸び率が高くなっている。2016 年の知識・技能分野の市場取引額は前年比 205% 増の 610 億元、利用者数は約 3 億人となった。4 月に「問咖」、「值乎」、5 月に「分答」、「知乎 Live」、6 月に「李翔商業内参」、「喜馬拉雅 FM」の「好好說話」といったように、ほぼ毎月、有料による知識共有のプラットフォームが出現し、共有される「知識」の種類と経営モデルが多様化している。

また、ネットライブ中継も急成長しており、2016 年末時点のネットライブ中継プラットフォーム数は 200 社、市場取引規模は 350 億元、利用者数は 2 億人となった。ゲーム、エンターテインメント、スポーツなど様々なコンテンツが含まれており、「YY」、「斗魚」、「映客直播」、「花椒直播」といった大手プラットフォームが現れた。

3) 住宅

2016 年の住宅共有市場⁶の取引額は前年比 131% 増の 243 億元となり、主な住宅共有プラットフォームの住宅利用件数は 190 万件以上、利用者数は 3,500 万人となった。「80 後」（1980 年代生まれ）、「90 後」（1990 年代生まれ）の若年層が住宅共有市場の最大の消費者グループである。運営地域からみると、一線都市や東部地域における住宅供給および利用者数がいずれも全体の 60% 以上を占めている。プラットフォーム各社は信用安全保障システムの構築に力を入れており、情報確認、オンライン取引、チェックイン、安全保険、信用記録、双方評価などを含むすべてのプロセスをカバーするようになっている。

4) 生活サービス

生活サービスの共有は飲食業、家事サービス業、美容業、宅配サービス、自動車アフターマーケットなどの分野に集中している。2016 年の生活サービス分野における共有経済取引額は前年比 101% 増の 7,233 億元となり、サービス提供者は 2,000 万人、利用者は 5 億人を超えている。近年、一部の細分化分野で大きな合併案件が生まれており、その代表例として、宅配サービスの「京東到家」と「達達」、地場広告サイトの「58 同城」と「赶集網」、口コミサイトの「美团網」と「大衆点评」の合併が挙げられる。生活サービスの共有は人々のライフスタイルを大きく変え、ますます多くの人が共有方式によって高効率で便利なデジタル化された生活を享受するようになった。

⁶ この「住宅共有市場」には、旅行やビジネスで利用するような短期賃貸と住宅として利用するような長期賃貸の二つが含まれる。

Ⅲ. 課題と展望

1) 発展上の問題点

① 政策策定

近年、政府が打ち出した政策文書は共有経済を発展させる方針を示しているものの、一部の部・委員会や地域が打ち出した具体的な政策をみると、規範化するものが多かった一方、奨励するものは少なかった。「網約車」管理細則を例にとると、多くの都市は自動車の基準、運転手の戸籍、プラットフォームの条件、申請手続き、保険加入要件などから規制を行った。共有経済という新業態に対する認識不足、イノベーション発展と「依法行政（法による行政）」の矛盾、既成の利益分配体制に対する影響などが原因であると考えられる。

共有経済はネット経済であり、地域・業界を跨ぐ特徴を有しているため、既存の法令法規は共有経済の発展需要に適応できなくなっている。プラットフォーム企業の性質、業界、労使関係、税金などに関して明確な規定が欠如する中、現在の不合理な法令法規を改正しないと、大量の共有経済活動はグレーゾーンに位置することとなり、「違法」の疑いで業務が停止される恐れがある。

② データ公開

共有経済はデータを駆使した経済であり、交通、住宅、生活サービスなど多くの分野において、取引双方の本人確認や信用認証を要するため、公共データのサポートが必要となる。一方、個人信用の関連データは政府部門や公共機関が管理しており、取得チャンネルが少なく、コストが高いことから、監督管理に不利であり、公共データや政府部門間の情報資源の公開・共有化に迫られている。

③ 統計観測

現在の統計制度では共有経済の発展規模、水準、スピードおよび経済成長や就業に対する実際の影響を確定しにくいいため、共有経済の発展に対する判断および関係部門の政策策定に悪影響を及ぼしているといえる。共有経済に適応した業界分類体系や統計指標体系も欠如しており、共有経済の経済成長に対する寄与率が計算できないのは共有経済の統計観測制度に存在する問題点である。

2) 今後の発展動向

① 高成長維持を見込む

地方政府の間で共有経済の戦略的地位に対する認識が深化しており、江西、浙江、海南、河南などの省は第13次5ヶ年計画で共有経済の発展を支援する方針を示した。重慶市は「共有経済の育成と発展に関する意見」を打ち出し、生産設備、科学研究機器、人材、知識・技能、教育資源の共有といった5大プロジェクトを発表し、2020年までに全国の先頭に立つ共有経済の先進地域となる目標を掲げた。2017年1月、国务院弁公庁は「創新管理とサービス最適化により経済発展の新たな原動力を育成し、新旧原動力の転換を加速することに関する意見」を公布し、「共有経済、情報経済、バイオ経済、グリーン経済、創意（クリエイティブ）経済、スマート製造経済などの新しい業態がしだいに新たな成長エンジンになる」という見通しを示した。今後、より多くの部門と地方で共有経済の発展を加速する特別文書が打ち出されると見込まれる。

今後数年間、共有経済の年平均伸び率は40%前後で推移し、2020年までに共有経済の取引規模が国内総生産（GDP）の10%以上、2025年までに20%前後を占めるようになり、今後10年間、中国の共有経済分野において、5~10社の大規模なプラットフォーム型企業が誕生する見込みである。

② 実体経済との融合

中国は経済構造転換・高度化および新旧原動力転換の重要な段階にあり、共有経済モデルを利用して老朽化した生産能力を淘汰し、有効な供給を拡大し、伝統的な産業をハイエンドなものへと高度化させる需要が高まっている。今後数年間、製品、空間、資金、知識、技能、労務、生産能力などの分野においてより多くのプラットフォーム型企業が現れ、共有経済と実体企業の融合は技術、産業、データ、生産・消費、バーチャル・リアリティなど多くの面に現れることが見込まれ、中でも、製造業とインターネットの融合的発展は重要な分野となり、製造能力の共有という製造業分野における共有経済は大きな成長を迎えると見込まれる。

③ 就業モデルの革新

2020年までに共有経済分野のサービス提供者は1億人を突破し、うち専門の共有経済参加者は2,000万人に達する見込みである。共有経済の発展は経済成長鈍化や技術進歩による就業圧力を緩和し、大量の弾力的な就業ポストを増加させ、次世代技術の産業革命における構造的失業問題を解決するものと思われる。労働雇用関係から労務契約関係へ、雇用式就業から起業式就業へ、「会社+社員」から「プラットフォーム+個人」へとといった変化により、共有経済は仕事と就業を再定義し、社会組織を再構築し、自由かつ弾力的な新型就業モデルを形成していくと見込まれる。

④ 国際化の加速

共有経済は開放型経済であり、「Wi-Fi 万能钥匙」（個人 Wi-Fi ネットワークの共有）、「住百家」（国内観光者向けの域外民泊仲介サイト）など一部の企業は当初からグローバル化を目指し、国際化を展開した。これに続いて、「滴滴出行」、「小猪短租」（短期賃貸）、「名医主刀」（医療）などの共有経済企業も国際的な展開を加速している。次世代技術産業の発展に直面する中、巨大な市場、インターネットユーザー大国としての優位性や経済転換の需要といった優位性によって、中国の共有経済企業は模倣からイノベーションへ、中国国内での展開からグローバル化への転身が加速すると見込まれる。

従来型の経済活動に比べ、共有経済は「三低三高」（低コスト・低ハードル・低汚染、高効率・高体験・高信頼）という優位性を有している。経済成長率が鈍化する中、共有経済は中国に重要な発展のチャンスを与え、新たな発展理念の徹底、経済成長原動力の育成、就業機会の創出、供給側構造改革の推進、「大衆創業、万衆創新」の支援には重要な意義があるとみられる。

共有経済の市場規模が急拡大する中、政府としては監督管理方式の革新、イノベーションの奨励、就業や社会保障制度の整備、信用システムの構築などが、共有経済に拘わる企業としてはユーザー体験やサービスの質の向上、従来型の企業との連携が、利用者としてはマナーの向上など、各方面が交流しながら協力して共有経済の健全な発展に取り組んでいく必要があると思われる。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部

中国調査室 孫元捷

E-mail: sun_yuanjie@cn.mufg.jp TEL: +86-(10)-65908888 (内線) 117



中国のイノベーション

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 副主任研究員 細尾忠生

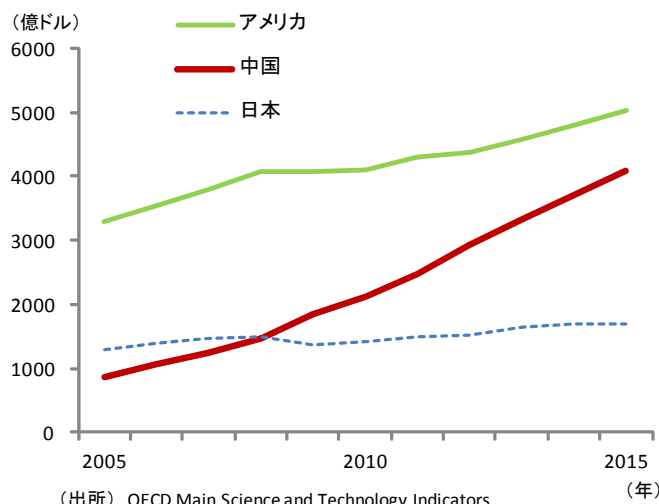
1. 中国のイノベーション

中国でめざましい勢いでイノベーションが進展している。

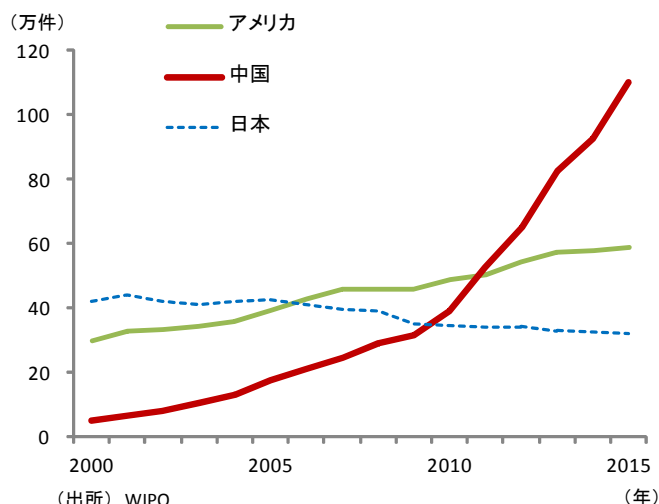
政府と民間による研究開発総額は、世界一の研究開発大国であるアメリカの水準に迫るペースで増加が続き、研究開発投資の成果としての知的財産権の出願件数は、2011年以降中国が国別で最多の出願件数を記録している（図表 1、2）¹。民間では BAT（バйдゥー、アリババ、テンセント）のみならず、深圳におけるハイテクベンチャー企業の躍進が世界的な注目を集めるようになった。

本稿では、中国のイノベーションの現状を、ビッグデータを例に考察する。

図表 1. 研究開発総額



図表 2. 知的財産権出願件数



2. ビッグデータの企業間取引

中国内陸部の貴州省は、2014年ビッグデータ特区に指定されたことを契機に、世界中のハイテク企業の視線を集め企業の進出ラッシュが起きている。

省都である貴陽市の発展を一段と進める契機となったのが、2015年に設立された証券取引所、ならぬ「ビッグデータ取引所」であった。前年に北京で試験的に開始されたビッグデータの企業間取引を本格的に行うようになったのが貴陽市であった。その後も同年に重慶市で、翌年には上海市、昨年浙江省（烏鎮市）など中国各地でビッグデータ取引所が相次いで開設された。

アメリカの調査会社によると、世界のビッグデータの売買高は、2020年には20兆円にのぼると予測され、中国がアメリカの後を追いかける構図にある。

ビッグデータ取引は2つの柱からなり、一つが個人情報だ。先進国と比べ、個人情報保護の意識が希薄であり、権利保護のための制度整備が十分に進んでいない段階での見切り発車といえる。もう一つの柱は、オープン・データと呼ばれる行政情報の産業利用を進める動きである。

¹ 知的財産権は産業財産権と著作権等に分類され、前者は、特許（発明）、実用新案（考案）、意匠（デザイン）、商標（マーク）に分類される。

もともと中国人はネット・リテラシーが高く、BATに象徴されるネット関連企業の発展を生み出した。もともと、中国のプラットフォームに対して、アメリカ政府は模造品が後を絶たないとの批判を繰り返しているほか、昨年は、検索大手による不正広告事件も国民の関心を集めた。重病を患った大学生が、同社の検索を通じ治療技術を有する病院を見つけ、多額の治療費を支払ったにもかかわらず、ネットに記載されていたうたい文句が虚偽であったこと、それにもかかわらず当該病院が同社に多額の広告費を支払っていたため、検索上位に表示されていたことが、ネット検索への信頼を揺るがす事態となった。

こうしたネット経済のいわば影の部分から読み取れることは、良きにつけ悪しきにつけ中国社会の「いい(良い)加減さ」であろう。そのことがビジネスの柔軟性を生み出し、試行錯誤を重ねながらイノベーションを創り出しているのが今の中国経済の実情といえる²。

3. ネット経済の特性

インターネットを見ている際、あるいはSNSを利用している時に、画面に表示される広告が、気持ち悪いほど自分に合ったものを感じられるといった経験が、誰しも一度や二度はあるだろう。

ターゲットに焦点を合わせるこうした広告手法は、「検索連動型広告」や「ディスプレイ広告」と呼ばれている。インターネットは、人々の閲覧履歴を追跡するために、ブラウザ(インターネットを見るためのソフト)に様々な小道具(クッキー等の「広告識別子」)を埋め込んでいる。これをもとに閲覧履歴から、利用者のプロフィール(人物像)を探りあて、企業が提供する商品やサービスに関心を持つとみられる人に広告を出稿する手法である。

閲覧行動の追跡は個人を監視するためのものではなく、匿名性が担保されているが、データを収集することによって、年齢、性別等の基本的な属性は、今のマーケティング技術で容易に分析できるようである。さらに詳細な分析を加えて、個人の嗜好を予測し、ターゲットに焦点を合わせた広告出稿を可能にしたのが、グーグルやフェイスブックのビジネスモデルである。

もともと、個人を監視したものでないとはいえ、プライバシーの侵害ではないかとの指摘もありうる。個人情報取り扱いは、昨今では、企業の現場でも慎重を期すよう意識が高まってきた中でおおさらだ。

このように、ネット経済の発展プロセスは、消費者の利便性向上とプライバシー保護が、トレード・オフの関係になる矛盾を本質的に内包している。いわば、便利さと引き換えにプライバシーを譲り渡す構図にあるとも言える。

そうした中、アリババの創業者である馬雲(ジャック・マー)は、様々な機会、ビッグデータを石油にたとえて話すことを好んでいる。石油の商業利用の本格化が自動車産業の発展を促し、自然界には存在しない便利な新素材を生み出したが、20世紀の経済成長で石油が果たした役割を、21世紀にはビッグデータが担うとしている。ビッグデータの発展が経済の利便性を向上させ、新たなビジネス機会を生み出すとの見立てである。

たとえばシェア経済の象徴とされるウーバー、その中国法人を傘下におさめた滴滴出行などは、アプリを媒介に格安のタクシー・ビジネスを生み出しただけではない。IT技術を応用し、自社のドライバーの走行データを大量に収集することにより、自動運転技術の開発や、ヒト、モノのモビリティの革新に結び付けようとしている。ここでも、技術革新の基礎にあるのは、ビッグデータの収集と活用だ。

² 日本経済新聞(2017年3月2日付)「経済教室」欄で、梶谷懐・神戸大教授は、中国のイノベーションの特質として、「深圳市の電子産業などでのイノベーションの第1の特徴は、それが知的財産権の保護が十分でない状態の下で生じている点だ。典型的なのは02年ぐらいからこの地域で生産が始まり、全国に普及していった「山寨携帯(バクリ携帯)」の流行だろう。・・・民間企業などがなし崩し的にシステムの裏をかき解決を図るという現象は、めまぐるしい市場の変化に対応する「自生的秩序」を形成し、経済全体に活力をもたらしてきた。」と述べている。

4. 経済政策と成長パターンの変化

①経済政策の変化

中国のビッグデータ振興は、経済全体の発展戦略の中に位置づけることができる。

中国が低成長を克服するうえでのキーワードが、「新常态 (ニュー・ノーマル)」への対応だが、このキーワードが政策の中心に位置するようになったのは、2014 年 5 月、習近平国家主席の地方視察の際の発言だった。「中所得国の罠」に陥るリスクが懸念された中、「中国の発展は現在も重要な戦略的チャンスを迎えている。我々は自信を深め、現在の中国経済の発展段階における特徴に立脚し『新常态』に適応、戦略的平常心を保つ必要がある。(2014 年 5 月 10 日、新華社=中国通信)」と呼びかけた。

習発言をきっかけに「新常态」への対応が経済政策のキーワードになり、2015 年 5 月に「中国製造 (メイドインチャイナ) 2025」において産業強化策を公表し、10 の戦略分野のトップに次世代情報技術産業を位置づけ、同年 8 月にビッグデータの発展戦略の基本綱要を公表した。また、同年 11 月の中央財經領導小組では、重厚長大産業の過剰能力削減、新産業の競争力強化の 2 本柱からなる「供給側 (サプライサイド) 改革」を打ち出した (以上図表 3)。

図表 3. ネット経済の振興に関する政策

①	2014	5	習近平国家主席 (河南省視察) ～経済発展の戦略的チャンス
②	2015	5	中国製造2025
③		6	国家製造強国建設指導小組を設立
④		7	インターネット・プラス行動計画
⑤		8	ビッグデータ発展促進に関する行動要綱
⑥		11	中央財經領導小組 ～供給側改革
⑦	2016	7	第13次五カ年計画国家科学技術イノベーション計画

②成長パターンの変化

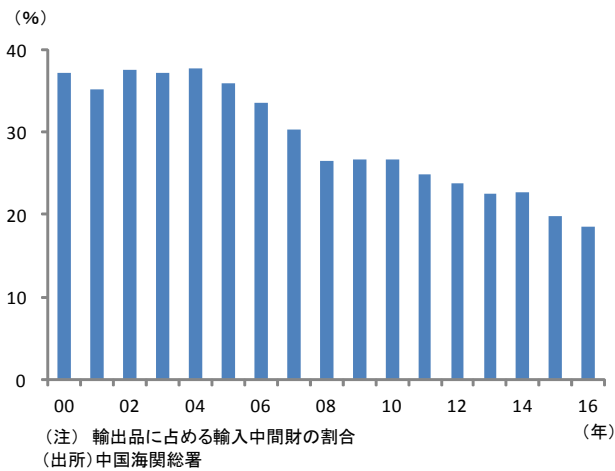
経済政策の転換は、成長パターンの変化と足並みを揃えている。

米紙ウォールストリートジャーナルは昨年 10 月 19 日付の紙面で、「China to World: We Don't Need Your Factories Anymore (中国から世界へ：もう中間財は輸入に頼らない (筆者意識))」との記事を 1 面トップに掲載、中国の輸出主導型経済が、必要な部品・材料を輸入に依存していたのは過去の姿とし、競争力向上によって内製化率が高まっている現状を分析的に紹介した。

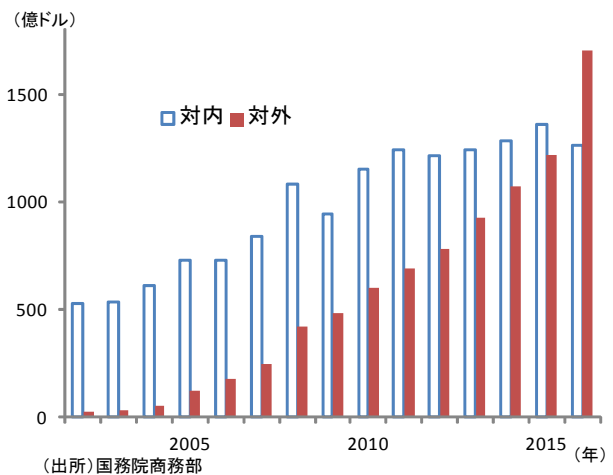
実際、中国の貿易統計から輸出金額に占める中間財の輸入金額の比率は、2000 年代の半ばには 40% 近くにのぼり、「輸出をおこなうために輸入が必要」な状況にあったが、昨年はこの比率が初めて 20% を下回るようになった (次頁図表 4)。

また、改革開放以来の成長の起爆剤となってきた直接投資の受入れが、昨年初めて対外直接投資を下回ったことも、発展パターンの変化を象徴する (次頁図表 5)。外資の参入をてことした発展パターンから脱却し、少なくともミドルエンド分野については産業競争力の強化を目指すようになった。その戦略の中心に置かれているのがハイテク分野であり、ハイテク産業の発展を促すための手段にビッグデータが位置づけられている。

図表 4. 輸出に占める輸入中間財比率



図表 5. 中国の直接投資



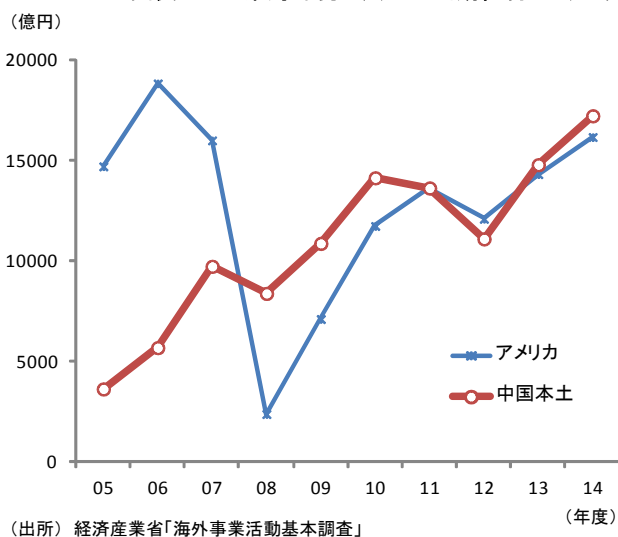
5. 日本企業への示唆

日本企業には、ビッグデータの収集、分析や他社データの購入、自社データの売却が、事業の革新につながることへの経営者の意識や関心は薄いですが、プライバシー保護とネット産業発展のバランスについて、国民的な議論が成熟していない段階で、政府や企業にできることも限られよう。

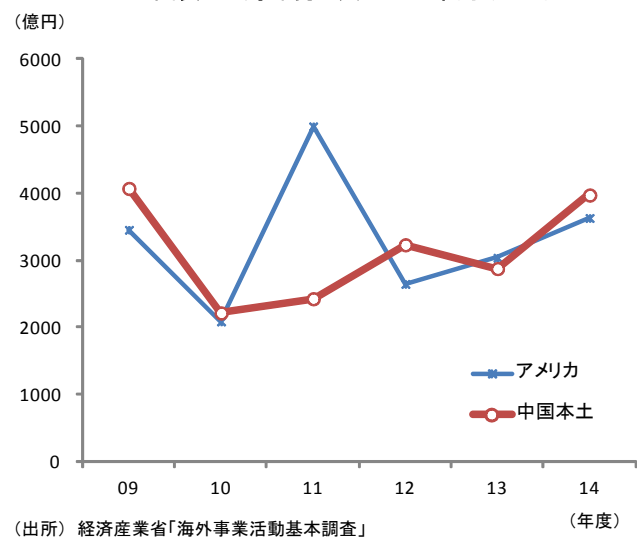
中国は今後もしばらく実質 6%、名目 8%の経済成長が見込まれる。1,000 兆円を超えた GDP が、9 年で倍増するペースである。そうした中、日本企業の海外現地法人の当期純利益を地域別にみると、近年では中国の現法が稼ぐ収益が、アメリカの現法が稼ぐ収益を上回るようになった。その結果、日本の本社への配当金も、中国の現法がアメリカを上回る (図表 6、7)。ややもすると中国ビジネスは難しい、との固定観念が浸透しているものの、中国経済の成長にともない、日本企業が稼ぐグローバルな収益源として、アメリカと中国の存在感格差はどんどん広がっていくことが予想される。

ネット経済の発展戦略はさておいても、隣国の経済成長の果実をどうやって取り込んでいくか、真剣な議論が待たれるところである。

図表 6. 日系海外現地法人の当期純利益 (地域別)



図表 7. 海外現地法人の日本向け配当金



(執筆者連絡先)
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>

**中国人民銀行のMPA評価体系**

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

チーフファイナンシャルアナリスト 李劉陽

2015年12月、中国人民銀行は銀行に対し、「MPA (Macro Prudential Assessment) 評価体系」を2016年から導入すると発表した。従来、中国当局による銀行に対する管理指導は、貸出総量規制を中心としたものであったが、MPA 評価体系導入により、資本や資産負債状況、流動性運営等の項目が網羅的に含まれる総合的な管理制度へと変貌した。同評価の点数次第で各銀行に付与される準備預金の適用金利が変化することから、各銀行はMPA 評価を強く意識したバランスシート運営を実践し始めている。

中国人民銀行は「2016年第4四半期金融政策執行報告」の中で、2017年以降、オフバランスである理財商品もMPA 評価項目の一つである広義貸出に含むと発表した。新規則発表後初のMPA 評価タイミングである2017年3月末を目前に控え、中国短期金融市場では資金流動性がタイト化した。背景には、各銀行がMPA 評価を意識して資金放出を控えたことが一つの要因としてあるようだ。

本稿では、MPA 評価体系のメカニズムを詳しく説明し、市場への影響について考察したい。

1. 中国人民銀行のMPA評価体系

MPA 評価体系は、主に銀行業界を対象にした枠組みであり、銀行業預金取扱金融機関の他、リース会社、自動車金融サービス会社、信託投資会社などにも適用される制度だ。中国人民銀行は、対象先金融機関の性質により、MPA 評価体系を3種類に区分している。

1	全国システム重要機関 (N-SIFIs)
2	地域システム重要機関 (R-SIFIs)
3	普通機関 (CFIs)

N-SIFIs のMPA 指標は、まず全国自律規制秘書処が計算した後、全国MPA 評価委員会 (中国人民銀行本部、全国自律規制秘書処、銀行、学会等からなる委員で構成) がチェックをした上で、中国人民銀行本部に報告される。

一方、R-SIFIs とCFIs は、各省級自律規制が計算した後、各省級MPA 委員会 (中国人民銀行各支店、省級自律規制、銀行等からなる委員で構成) がチェックをした上で、中国人民銀行の本部と支店に報告される。

MPA の評価は四半期毎に実施されるため、各金融機関は四半期末を意識しながらバランスシートを調節する。但し、中国人民銀行の貨幣与信管理处は、MPA 評価対象の金融機関をリアルタイムでモニタリングし、評価を逸脱する予兆を発見した場合には、速やかに金融機関に警告や窓口指導を行うため、平時よりMPA 評価項目を意識した運営が、各金融機関に求められる格好だ。

MPA 評価体系は7項目/10以上の評価指標から構成される【図表1】。7項目全てが優秀と評価されるとAランクに評価される。Aランクに認定された金融機関に対しては、法定準備金に付与される金利が、通常の1.62%から上乘せされる。一方、資本とレバレッジ状況、レート決定行為いずれかの項目が不合格、或いは資産負債状況、流動性、資産の質、外債リスク、貸出政策執行の各項目のうち2項目以上が不合格とされた場合、Cランク機関と評価される。Cランクに認定された場合、法定準備金に付与される金利は、1.62%から引き下げられる。Aランク、Cランクに当てはまら

ない金融機関は、B ランクに区分される。

なお、新設の金融機関に対しては評価上必要な過去データが欠けていること、また初期には貸出増加率などが大きくなることを勘案し、原則開業3年以内はMPA評価体系の対象にはしていない。新設金融機関は自らMPA評価指標を参照し、自主管理を行うとされる。

【図表 1】MPA 評価体系の評価項目と評価指標

	項目	評価指標
1	資本とレバレッジ状況	自己資本比率、レバレッジ比率
2	資産負債状況	広義貸出増加率、委託貸付増加率、インターバンク負債比率
3	流動性	LCR、NSFR、準備金制度順守状況
4	レート決定行為	レート決定行為の運営状況
5	資産の質	不良貸出比率、引当率
6	外債リスク	外債枠順守状況
7	貸出政策執行	貸出執行状況、中銀資金運用状況

出典：中国人民銀行通達、その他各種報道より BTMUC 作成

2. 2017 年からオフバランスの理財商品が MPA 審査に組み入れられることへの影響

中国人民銀行は、「2016 年第 4 四半期金融政策執行報告」内で、MPA 評価体系の 1 つの審査項目である「広義貸出」の算定において、オフバランス化された理財商品も含めることを発表し、適用開始は 2017 年第 1 四半期からと通知した。従来の広義貸出には、各種貸出に加え、債券投資、株式、レボ資産等が含まれる。新基準では、旧基準に含まれる資産に加え、新たに理財商品に内包される見合い運用資産も含まれることとなる。債券等への投資を前提とした理財商品は、集めた資金と見合い運用部分の双方ともに銀行のバランスシートから切り離される（オフバランス化）ため、従来の MPA 評価体系においては影響を受けることはなかった。今回、オフバランス化された理財商品の見合い資産が広義貸出の算定に組み込まれることとなったため、理財商品の保有率が相対的に高い中堅以下の金融機関を中心に、3 月末に向け、広義貸出の MPA 評価を意識する動きが広まった。

【図表 2】MPA 評価体系の評価項目と評価指標

旧広義貸出定義	貸出+債券投資+株式及びその他投資+レボ資産+インターバンク資金放出
新広義貸出定義	旧広義貸出+理財商品見合い投資

出典：中国人民銀行「2016 年第 4 季中国貨幣政策執行報告」

MPA 評価体系を見ると、広義貸出の増加が大きく影響を与える指標は 2 種類考えられる。1 点目は「資産負債状況」項目の中の「広義貸出増加率」であり、2 点目は「資本とレバレッジ状況」項目の中の「自己資本比率」である（広義信用貸出が増加した場合「自己資本比率」も低下）。

ここで注意が必要な点は、両指標が MPA 評価に及ぼす影響度が異なることだ。1 点目の「広義貸出増加率」がたとえ C ランクと判断された場合でも、他項目の結果次第で、総合評価として C ランクに陥ることは免れる。一方、2 点目の「自己資本比率」が C ランクとなれば、当該金融機関の全体評価が直ちに C ランクと評価される。つまり、「自己資本比率」は「広義信用貸出増加率」よりも、全体評価に大きな影響を与える形だ。大手銀行は、比較的高い自己資本比率を有し、且つ理財商品が総資産に占める割合が相対的に低いため、今回の MPA 評価体系の変更による影響は限定的な一方、中堅・中小銀行への影響は懸念されよう。

但し、中国人民銀行は第 4 四半期金融政策執行報告において、「新しい広義貸出増加率に対して考查・評価を行う」と強調する一方、自己資本比率の算定方式を調整するか否かについては言及していない状況だ。仮に、自己資本比率の算定上、従来通りオフバランス理財商品が資産から控除されるのであれば、中堅・中小銀行への影響も、限定的なものになるろう。

3. 今後のMPA評価体系に対する展望

中国人民銀行は、2016年初にMPA評価体系を導入して以降、従来の裁量行政的な枠組みから、透明性の高い監督管理態勢に転換中だ。これまで金融当局が独自審査に基づき承認額を個別決定した外債枠についても、MPA体系への一本化を近年中に完了させる計画が進められている。金融当局は、金融機関に過度な負荷をかけない移行を意識する中、2017年第1四半期総合評価において不合格（Cランク）銀行を急増させることは、回避しよう。

一方、今後MPA評価体系の重要度が増し、当局の監督指導が強まる中、銀行がMPA評価対策で四半期末跨ぎの資金運用を圧縮させる動きが続く可能性は高い。銀行がインターバンク市場にて資金運用を減少させることは、市場の資金流動性を逼迫させるため、本年3月中旬に生じたような短期金利の上昇を誘発しやすくなる。中国人民銀行は、TLF（臨時流動性貸出制度）等の複数の資金供給オペの枠組みを整えており、市場の状況を丹念に点検しながら、資金供給調節を实践するものと思われる。但し、MLF等の資金供給オペの実施情報は、タイムリーに公表される形式ではなく、特定行のみに通知されることから、市場参加者は中央銀行の資金調節の実態が掴みにくい。四半期末前には、短期金利がボラタイルな展開になりやすい点には、注意が必要だろう。

2017年より理財商品がMPA評価体系における広義貸出の計数に含まれたきっかけは、2016年度中に銀行オフバラ理財の資産増加額が前年比30%と急伸したことが背景にあることは間違いないだろう。増加資金の一定割合は、不動産購入資金に向かい、不動産価格急騰を後押ししたとの見方が多い。今回の評価体系見直しは、銀行のレバレッジ比率を引き下げること、投機的な資金の流れを止めることを狙ったものと言える。

中国人民銀行は、透明性の高い金融行政体系の整備推進と、不動産バブル抑制に向けた金融調整の2方面への手当を着実に進めよう。引き続き、中国人民銀行の制度改定の動きや金融調節からは目が離せない。

以 上

(連絡先) 三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部
E-mail: Li_liu_yang@cn.mufg.jp TEL: +86-(21)-6888-1666 (内線) 2930



税務会計:香港企業の活用に関する再検討 — 香港コーポレート・トレジャリー・センターの設立及び中国子会社の資金と利益還流への影響について

KPMG 中国
税務パートナー
華南地区日系企業サービス
陳蔚 (Chen Vivian)

香港は、アジア太平洋地域のファイナンスセンターとして、従来から完備された法律制度、自由な流動性のある資本市場、健全な銀行体系及び世界最大の人民元オフショアマーケットをもって多国籍企業を惹き付け、香港でのビジネス拠点の設立が多く見られた。一方、企業グループ内の融資業務に係る香港の租税優遇政策の実施、中国人民元相場と経済の不安定によって中国での資金保管に対する不安、及び中国における外資系企業のクロスボーダー資金調達に伴う新しい中国税務課題が浮上してきた。このため、一部の日系企業は香港でグループ内のコーポレート・トレジャリー・センター（以下「CTC」）を設立してグループ内部の資金調達の最適化を図るよう検討している。上述の状況を鑑み、香港企業の活用について再検討させていただく。

1. グループ内の融資業務に関する香港租税優遇政策

香港のグローバル・ファイナンス・センターの地位を高め、多国籍企業に香港でグループ・ファイナンス・センターを設立することを奨励するために、香港立法会は、2016年6月3日に『2016年税務（改正）（第二号）条例』（以下「改訂版条例」）を公布した。2016年4月1日から、一定の条件を満たす香港企業はグループ内融資業務に係る利息費用が損金算入可能となり、また、一定の要件を満たした適格コーポレート・トレジャリー・センター（以下「適格 CTC」）が取得する利息収入に対し、利得税税率の軽減優遇を享受できることとなった。改訂版条例の関連内容は、下記をご参考。

● 利息費用の損金算入

改訂版条例によると、香港の企業（財務機構を除く）が香港でのグループ内融資業務を通じて支払う利息費用は、以下の要件を満たす場合、利得税の所得を計算する際、損金算入が可能となる。

- 1) 支払利息は、借手が通常のグループ内融資業務の一環として香港外の関連会社（貸手）からの借入金によって支払う利息でなければならない。
- 2) 貸手は香港以外の地域で当該支払利息に対し、類似の税金を納付しなければならない、且つ当該税率は参考税率（即ち 16.5%又は 8.25%）を下回ってはならない。
- 3) 貸手が受取利息の使用及び享受の権利を有しており、同時に第三者に当該利息を移転する契約上又は法的責務の制限を受けない。ただし、当該責務は、貸手が自身の独立利益に基づき借手ではない者で行う取引に起因する場合は、対象外とする。

また、改訂版条例では、上述のグループ内融資業務から生じる利息収入は、香港以外の地域か

ら取得したとしても営業収入とみなされ、利得税を徴収しなければならないと規定している。

改訂版条例が実施される前に、香港企業がグループ内融資業務によって支払う利息費用は損金算入不可とされ、実務上では、受け取る利息収入は課税対象とされるのが一般的であった。旧条例に比べると、改訂版条例で定められた税務処理は納税者にとってより確実性が高く、税負担も合理的なものになると言ってもよいであろう。

● 利得税優遇税率の適用

改訂版条例によると、下記要件のいずれかを満たす企業は適格 CTC と認定され、利得税率の軽減優遇を享受することが可能であり、適用税率が 16.5% を 8.25% に軽減される。

- 1) 香港で一つ又は一つ以上のコーポレート・トレジャリー活動を行い、コーポレート・トレジャリー以外のその他の活動は香港で行わない。
- 2) セーフ・ハーバー・ルールを満たす（一年度又は複数年度のグループ内融資に係る収入の総収益に占める割合は要件に合致する必要がある）。
- 3) 既に香港内国歳入庁長官より適格 CTC の認定を受けている。

なお、香港税務局に公布されたガイドラインによれば、CTC 企業は被投資企業から配当収益を取得する場合、香港税務局による適格 CTC の認定に影響を与えない可能性がある。

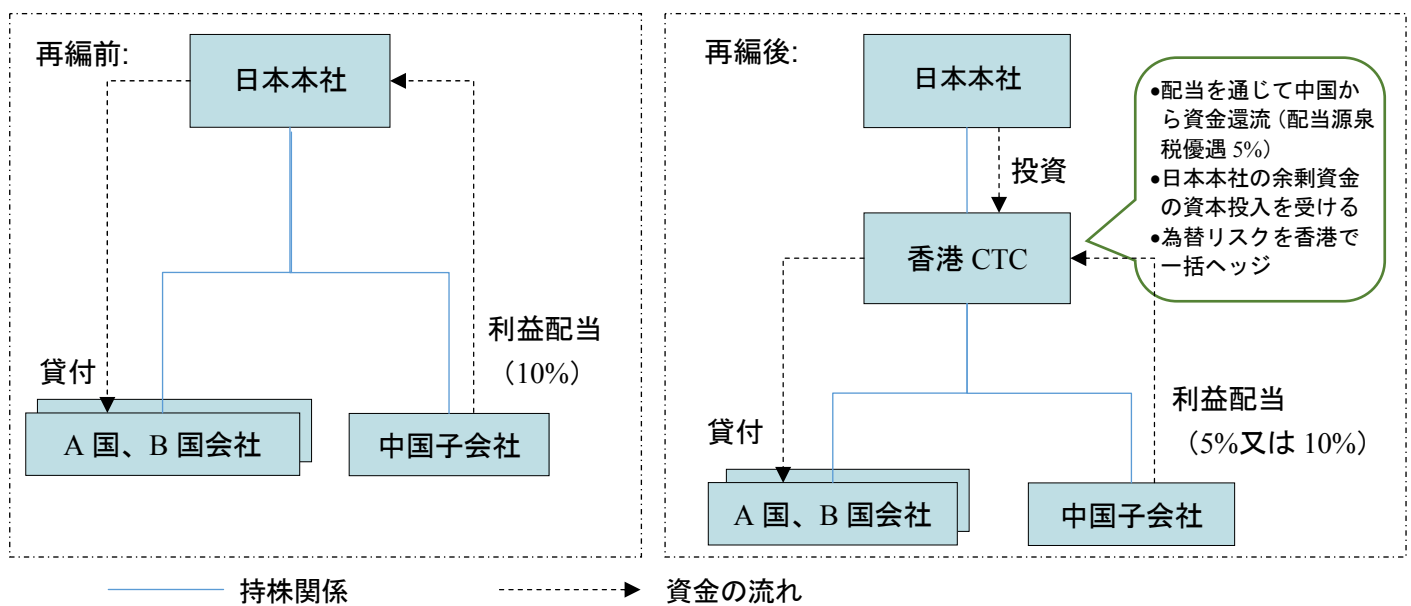
2. 中国子会社の利益及び資金の海外調達に関する最新の外国為替状況及び税務動向

- 最近、人民元為替相場の短期間での乱高下に鑑み、中国での経営状態が好調、若しくは多額な余剰利益を有する日系企業は、中国国内に貯めている人民元建て資産の安全性及び潜在的な為替リスクに関心を益々寄せている。それと同時に、グループ内部の資金需給アンバランスを解決して中国子会社の余剰資金又は利益の活用を最大化するために、多くの日系企業が中国での資金を海外へ調達する合法的なルートを探している。
- 一般的には、中国子会社が中国国内の余剰資金及び利益を海外へ還流する場合、次のような資金調達方法を考えられる。1) 中国子会社から海外親会社又は関連者会社へのクロスボーダー貸付、2) クロスボーダー関連者間の管理役務に係るサービス料の支払、3) 中国子会社から海外親会社への配当等。
- 短期的に見ると、法規定では、中国子会社は海外親会社に資金を貸し付けることが許可されるが、最新の外国為替規制により、外資系企業はクロスボーダー貸付及び多額な非貿易項目に係る費用の支払を行う際に、中国の外貨管理局による審査ないし制限を受ける可能性が高くなっている。
- 一方、海外親会社への配当以外、親子会社間の貸付（即ち、中国子会社から海外親会社への貸付）、真実性及び合理性審査を通過できないクロスボーダー非貿易項目に係る費用の支払等は、中国税務局の注目を引いており、税務調査の重点項目となっている。特に親子会社間又は関連者間の貸付取引については、中国税務局は一般租税回避防止規定に基づき、親子会社間又は関連者間の貸付取引が「合理的な商業目的」を有するか否かについての審査を行っている。なお、一部の企業につき海外親会社への資金貸付は、配当とみなされ、税務局に源泉所得税を課された事例が見られている。

- 上述のように、中国子会社は、配当以外の方法を通じて資金を海外へ調達する場合、税務リスク及び外貨規制にある不確実性を負う可能性が高い。一方、中国子会社を通じて国外投資者に配当を支払う際に、当該国外投資者が香港の受益者とみなされた場合、5%の源泉所得税優遇税率を適用することができる。

3. 香港適格 CTC の活用に関する検討

- 上述の事実背景及び香港の改正版条例の公布に伴い、グループ内各会社の余剰資産をより良く活用する要望がある日系企業にとって、香港で CTC を設立し、香港会社を活用する方法をご検討頂くことができる。例えば、日本本社は中国に子会社を設立し、且つ当該中国子会社に余剰資金があり、中国以外の子会社は資金需要があると仮定する。
- この場合、香港で適格 CTC を設立し、グループの内部再編によって中国子会社を香港 CTC の傘下に入れて、中国子会社より利益を配当することにより、余剰資金を香港 CTC に集約し、と同時に香港税法に従いグループ内融資業務を通じて香港の租税優遇を享受することをご検討頂ける。さらには、香港 CTC において事業の実体を有することによって、中国子会社が利益配当の海外送金を行う際に、配当に関する中国の優遇税率の適用を図ることが望ましい。
- 上記事例に言及された組織再編に関するイメージ図は以下の通りである。



4. 香港適格 CTC をめぐる組織再編に係わる課題

グループ組織への香港 CTC の導入は、グループの資金調達ニーズを満たし、中国・香港の租税優遇を適用することにも寄与する。ただし、企業の投資現状及び資金ニーズがそれぞれ異なるため、適格 CTC の導入に関する実行可能性及びそれによる中国、香港、日本での税務影響を具体的に分析する必要がある。考えられる潜在的な税務影響は例えば下記のを挙げられる。

- グループ全体の業務ニーズを満足すると同時に、香港適格 CTC の租税優遇の適用要件を満たすために、香港において当該香港 CTC の事業構築及び税務処理をどのように行えばよいか。
- 中国税務コストを最小限に抑えるため、組織再編は中国税制におけるグループ内組織再編の特殊税務処理を適用することができるか。特殊税務処理に係る優遇税制を享受できない中国子会社に関しては、再編スキームをどうすればよいか。また、関連の税務コスト及びリスク回避対応策をどのように評価すればよいか。中国税務局の事業スキームに対する質疑については、どのように対応すればよいか。
- 組織再編を行った香港企業は、中国子会社からの利益配当に関する中国の優遇税率を適用できるために、どのように香港企業の事業内容を構築して受益者の認定要件を満たすか。
- 持分構成の再編が日本のタックスヘイブン税制の影響を受けるか。ある場合、回避する方法はあるか。
- 再編後の事業スキームを順調に実施するために、中国及び香港で組織再編に関する各申告手続き及び税務処理手続きをどのように実施すればよいか。

上記措置の実施については、グループ本社がリードを取り早い段階でのフィジビリティスタディを行い、必要に応じて豊富な経験を持つ第三者専門機構からサポートを得ることをお勧めする。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市羅湖区深南東路 5001 号 華潤大廈 9F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發區出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發區榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發區出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗區出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗區馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田區中心4路1号 嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
廣州支店 廣州南沙出張所	廣州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 廣州市南沙区港前大道南162号 廣州南沙香港中華總商會大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号 廣融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術產業開發區東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。